

秘
無期限

在日韓国人の待遇問題等に関する
日韓実務者会談

461014
北東アジア課

1/6 泰領事来訪

3) 旧日本国軍人であった在日韓人は、請求権協定
が2条2(a)項からも除外されている以上、それらに
対して旧軍人遺族援護法および戦傷者関係協定の
適用を韓日国交正常化の時点で停止したことは、
不当であるという我が方の主張に対し、日本側は、
関係協定条項の解釈は、内部で検討した後、韓国
側に通報すると述べた。